

松阪安衛月報

10月号

松阪労働基準監督署
TEL0598-51-0015

過労死等防止啓発月間及び 過重労働解消キャンペーンについて

厚生労働省では、毎年11月に過労死等防止啓発月間及び過重労働解消キャンペーンといった取組みを行っており、主に過労死等をなくすためにシンポジウムや過重・長時間労働の削減について監督指導及びセミナー等を実施しています。

過重・長時間労働の削減は、労働安全・衛生に係る対策を樹立するにあたって重要なものとなっております。過重・長時間労働の労働者は、睡眠時間を十分に確保することができず、集中力が低下し、不安全行動を行ってしまうおそれがあります。その結果、機械の整備中、カバールを外した刃部・回転部（不安全な状態）に手を入れてしまうなどにより労働災害が発生するということもあります。

過重・長時間労働を行わせた労働者に対しては、**長時間労働による健康障害を防止**するために、**長時間労働**が80時間を超える長時間労働が認められ、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者から医師による面接指導等の申出があった場合は、面接指導を遅滞なく行う必要がありますが（安衛法第66条の8）、時間外・休日労働時間が60時間を超えるなど、ある一定の時間を超えて時間外・休日労働時間を行った労働者についても労働者からの申出なく、医師による面接指導等を行うなどの取組みを導入することも検討してください。

見直し後の化学物質規制

有害性に関する情報量	約2,900物質 <small>(国がモデルラベル・SDS作成済みの物質)</small>	数万物質
	国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全ての物質	国によるGHS未分類物質
ラベル・SDSによる伝達義務	リスクアセスメント実施義務	ばく露を最小限度にする義務
ばく露を基準以下とする義務	ばく露を最小限度にする義務	
適切な保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務・努力義務		

新たな化学物質規制の導入について（QRコード）↓



職場における 新たな化学物質規制の導入

化学物質に係る管理について、労働安全衛生法に関する政令（安衛令）及び省令（安衛則・有機則・特化則・鉛則・粉じん則）が改正されました。現在は、右の政令及び省令で定める化学物質に対し個別具体的な措置を講じるよう規制されていますが、規制外の化学物質については具体的な措置基準がありません。規制外の化学物質による労働災害は化学物質による労働災害の8割を占めている状況にあるため、措置義務対象を拡大し、GHS分類により危険性が確認された全ての物質についてSDS交付義務化、リスクアセスメント実施義務化、ばく露提言措置等を行うことが必要になりました。

三重県産業安全衛生大会 が開催されました

令和4年10月4日、三重県文化会館にて三重県産業安全衛生大会が開催され、松阪労働基準監督署管内の2事業場（奨励賞・株式会社サイネックス制作本部、努力賞・社会福祉法人松阪市社会福祉協議会松阪支所）が表彰されました。

各事業場の取り組みの一部として、奨励賞は①リスクアセスメント実施計画に基づきリスク低減措置を計画的・継続的に実施していること、②ヒヤリハット、KYK活動、7S活動などを通して労働者の安全意識の向上を図っていること、努力賞は①腰に負担の少ない介護手法の推進、腰痛予防研修の実施などを通して腰痛予防を図っていること、②ウォーキング大会の参加を通じた健康増進活動を実施していること等々が主たる表彰理由となっています。



株式会社サイネックス
制作本部
三重労働局長賞奨励賞



社会福祉法人松阪市社会
福祉協議会松阪支所
三重労働局長賞努力賞

その他の三重労働局長賞表彰事業場については、こちらから確認できます。



歯科健康診断の結果報告について

令和4年10月1日より、有害な業務に常時従事する労働者に対し、医師による歯科健康診断を実施した場合は、事業場の常時使用する労働者数にかかわらず、すべての事業場に報告が義務付けられました。9月30日まで使用していた定期健康診断結果報告ではなく、**新様式を使用して報告**するようにお願いします。

また、定期健康診断結果報告等は、専用の機械で読み取りを行いますので、左の手順に沿って印刷するようにお願いします。**※PDFの設定を変えずに印刷した場合は印字が縮小されてしまいます。**



Adobe Reader の印刷機能を利用して下さい。

Adobe Reader の画面のメニューバーより「ファイル (F)」→「印刷 (P)」を選択

「印刷」ダイアログの『ページの拡大/縮小』は「なし」を選択して印刷を行ってください。

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書

0123456789

歯科健診QR

令和4年9月末速報 死傷者数は前年同期より3人減少の163人

休業4日以上死傷者数は前年同期より3人減少し、163人（20%減少）となり、業種別で比較すると土木工事業（3人から8人、167%）、小売業（16人から23人、44%）増加し、製造業では（41人から37人、17%）減少しました。

事故の型別では、依然として転倒による労働災害が一番多く発生しており、39人（全体の24%）です。特に、松阪市・多気郡内の事業場のうち小売業での転倒災害が11件（転倒災害の28%）となっています。転倒災害が想定される場面としては、雨天時の店舗内で滑って転倒、呼び出しに応じるために走って段差に「つまづく」ことで転倒、生鮮売り場で床が濡れていて滑って転倒があります。転倒災害防止のため、左のチェックリストを掲載しているQRコードを読み取り、活用してください。また、転倒しづらい靴を着用、靴底の点検も行うようにしましょう。

あなたの職場は大丈夫？ 転倒の危険をチェックしてみましょう

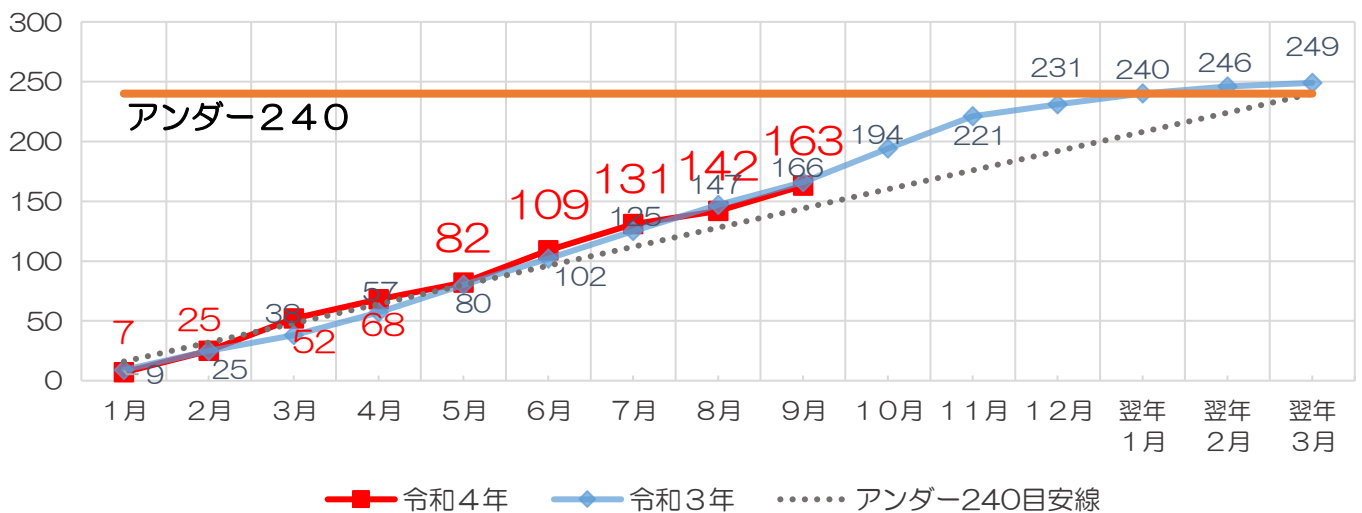
転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目	
1 通路、階段、出口に物を放置していませんか？	<input type="checkbox"/>
2 床の水たまりや水、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか？	<input type="checkbox"/>
3 安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか？	<input type="checkbox"/>
4 転倒を予防するための教育を行っていますか？	<input type="checkbox"/>
5 作業服は、作業現場に合った防滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか？	<input type="checkbox"/>
6 ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか？	<input type="checkbox"/>

い場所などを標識など
手を入れたまま
い階段の昇降などを禁
のための運動を

とか？
1つと作業効率も上がって働きやすい職場（委員会）などで、全員でアイデアも効果的です！！

松阪&多気 各月末日時点における労働災害発生状況



労働災害防止関連の資料を三重労働局ホームページ「松阪労働基準監督署からのお知らせ」に公開しています。
(<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/kantoku/matsusaka02.html>)



死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気

